

## 第4次広島市安全なまちづくりの推進に関する基本計画の評価について

## 第1 施策目標の達成状況

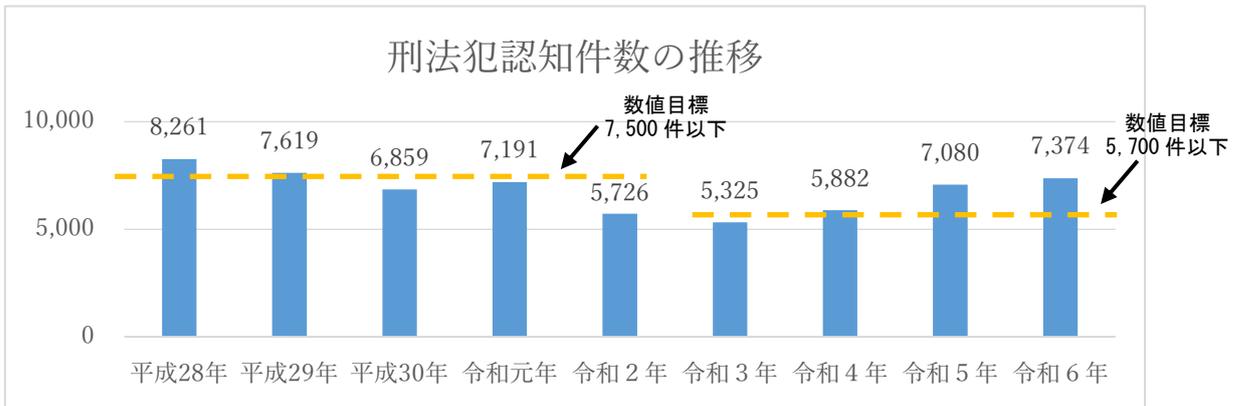
## ◆第4次基本計画に掲げた施策目標◆

第4次広島市安全なまちづくりの推進に関する基本計画（令和3年3月策定）において、次の施策目標を掲げています。

- ① 刑法犯認知件数を5,700件/年以下とします
- ② 市民の安心感の向上のため、不安を感じる犯罪の認知件数を2,600件/年以下とします

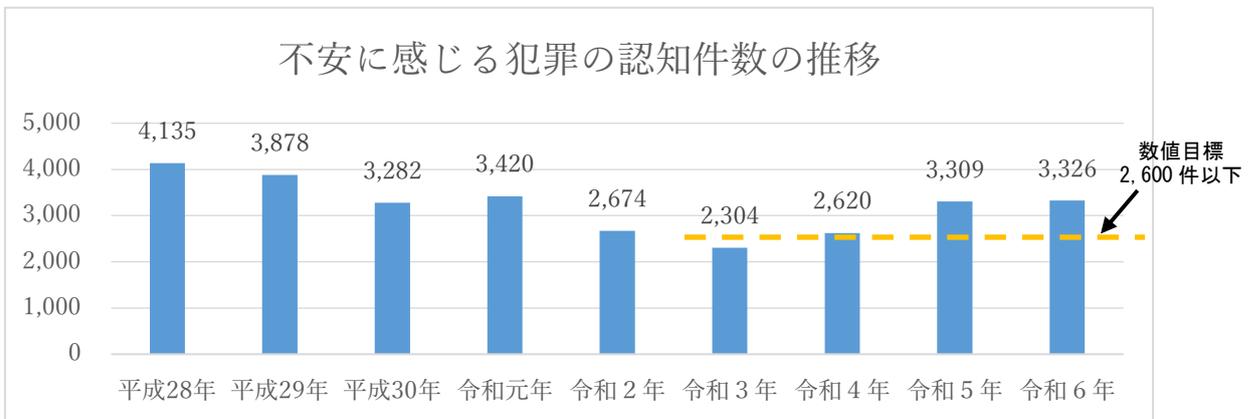
## (1) 刑法犯認知件数について

令和3年に一旦、施策目標を達成しましたが、コロナ禍の人流停滞により達成されたものと認められ、その後は増加に転じており、施策目標の達成には至っていません。



## (2) 不安を感じる犯罪の認知件数について

刑法犯認知件数と同じく、令和3年に施策目標を達成しましたが、前記同様コロナ禍の人流停滞により達成されたものと認められ、その後は増加に転じており、施策目標の達成には至っていません。



## 第2 基本方針による取組

### 1 防犯意識の高いひとづくり

地域の治安は、以前と変わらないと感じている市民が約6割を占めています。犯罪は、誰の身にも起こりうるものです。市民一人一人が防犯に関心を持ち、犯罪の手口や対策を知り、適切な対策を講じることができる状況になれば、犯罪被害を防ぐことができます。

また、「自分の安全は自分で守る」とともに SNS やメールなどによる誹謗中傷や闇バイトなど、知らないうちに犯罪を起こしてしまうことがないよう「自らが犯罪を起こさない」という規範意識や社会モラルの向上が求められています。

さらに、犯罪被害に遭いやすい子ども・女性等に対しては、依然として防犯力向上のための取組が必要です。

#### (1) 防犯意識を高める支援活動の推進

市民の防犯意識を高め、「犯罪の起こりにくい安全なまちづくり」への理解が深まるよう、犯罪情勢や防犯活動、防犯対策、規範意識や社会モラルの向上などについて、広報紙やイベント、防犯講習会等の様々な媒体や機会を通じて周知するなど積極的な広報啓発に取り組みました。

また、防犯対策や防犯活動等に関する不安や疑問、少年非行の立ち直りなどについての相談支援を引き続き行います。

#### (2) 防犯力を高める情報発信の充実

市民が犯罪の未然防止を図ることができるよう、防災情報メール、市公式LINE等の様々な媒体を活用し、正確でタイムリーな防犯情報の提供に取り組みました。

今後は、さらに多くの市民への周知を実現するため、SNSなどの新しい媒体を活用した広報を行う必要があります。

#### (3) 高齢者・子ども・女性等の防犯力の強化

子ども・高齢者を対象とした犯罪被害防止教室、防犯講習会、出前講座及び各種大会等を利用し、対象者の防犯力の強化に努めました。

子ども・女性への声かけ事案については、以前と比べ減少傾向にありますが、年間1,200件以上、1日に3件程度発生している状況が続いています。

また、高齢者の特殊詐欺被害等を未然に防ぐため、令和5年度から「防犯機能付き電話機設置等補助制度」を始めており、同制度の利用者を対象として実施したアンケートでは、約7割の方から「迷惑電話がかかってこなくなった」「迷惑電話の回数が減った」との回答があり、一定の効果が認められました。

さらに青少年のスマートフォン等の電子メディアの利用率が高まり、低年齢化するなか、適正利用を周知することにより「自らが犯罪を起こさない」「犯罪に加担しない」という意識を醸成する必要があります。

そうしたことから、高齢者・子ども・女性はもちろん、保護者等の家族、教職員、現役世代を含めた幅広い世代に対する、防犯力の強化、啓発活動が必要となっています。

## 2 防犯力の高い地域づくり

安全なまちづくりには、市民や事業者が高い防犯意識を持ち、力を合わせ継続して防犯活動に取り組むことが重要です。そのためには、市民や事業者等が地域の課題を共有し、地域とのつながりを深めながら、連携・協力して防犯活動に取り組むことが必要です。

また、こどもの見守り活動や町内会・自治会によるコミュニティ活動は、地域に連帯意識を醸成するばかりでなく、犯罪に対する抑止につながります。

### (1) 自主的・継続的な防犯活動（エリアマネジメント）の推進

地域団体やPTA等により、こどもの見守り活動が積極的に行われています。

しかし、防犯活動に参加する構成員の高齢化と若い世代の参加者不足などから活動数が減少していることが、多くの地域で課題となっており、また、刑法犯認知件数がピーク時の約4分の1に減少している実態から、防犯への関心が低くなっている状況が認められます。

今一度、防犯への関心を高めるとともに、防犯活動へ取り組みやすい気運の醸成を推進する必要があります。

### (2) 地域防犯活動への支援

防犯資機材の提供や防犯リーダー育成講座の開催、防犯活動への参加の機運を高めるための「安全なまちづくり功労表彰」や地域団体に対する補助制度を実施しています。

地域の自主的な取組には、物的・人的・財政的支援が不可欠であるため、今後とも継続して各種支援を行います。

また、地域防犯カメラ設置補助制度を町内会等の自主防犯活動を補完する目的で、平成26年度から行っており、令和6年度までに、延べ229団体、483台の設置を補助しました。さらに、今年度から「商店街等」及び「ひろしまLMO」を補助対象団体に新たに加えることにより、地域の自主的な取組をより一層支援していきます。

### (3) 地域防犯ネットワークの形成

各区の地域団体や県警、コンビニなどの事業者と協働し、様々な防犯活動を行っています。広い世代の市民に防犯情報が行き渡るようにするため、多くの地域団体や事業者に防犯活動への協力依頼を行い、さらなる連携強化に努める必要があります。

### 3 犯罪の起こりにくい環境づくり

犯罪の未然防止には、犯罪の起こりにくい環境整備などハード面からの取組も必要です。犯罪の特性などその地域に応じた取組を、市民や事業者、地域団体、市が協力して進める必要があります。また、身近な生活環境の防犯性を高めることなどは、犯罪の起こりにくい環境づくりにつながります。

#### (1) 犯罪防止に配慮した公共施設の整備等

市民アンケートでは、犯罪に遭うかもしれないと不安を感じる場所として、「暗がりや人気のない場所」や「路上」が上位に挙がっており、市民は公共空間の安全に強い関心があることが分かりました。

引き続き、街路灯の整備や植木の剪定を行い、見通しの確保や暗がりを解消し、犯罪の起こりにくい環境づくりのため取り組んでいきます。

#### (2) 市民・事業者による環境整備等の促進

一家一事業所一点灯運動は、「暗がり」の解消につながることから、さらなる認知度の向上と同運動の必要性を広報啓発していく必要があります。

さらに、市民や事業者自らが行う防犯対策が有効かつ効果的に行われるよう、引き続き防犯情報の提供や街路灯設置補助等の支援を行う必要があります。

#### (3) 繁華街等地域に応じた環境改善

流川・薬研堀地区の繁華街等では、毎月リパークリーン作戦を実施する等、官民一体となった環境浄化対策を行い、放置自転車や暴力団排除気運の醸成に努めています。これらの取組を継続していかなければ繁華街という特性から環境悪化に転じてしまうおそれがあります。「国際平和文化都市」を掲げる本市としては、国内外からの観光客が多く訪れる地域でもあり、本市のイメージ向上のためにも安全・安心の確保に向けた取組は、重要であると考えています。

## 4 再犯防止のための体制づくり

犯罪をした者の中には、安定した仕事や住居がないため、地域社会で生活するうえで様々な問題を抱えた方が多くいます。市民が安心して生活できる安全な地域社会の実現のためには、犯罪をした者が再び罪を犯さないようにすることが重要です。そのためには、犯罪をした者等が地域社会において生活を立て直す必要がありますが、社会復帰をするためには、本人の努力だけでなく、地域社会の理解と協力が必要です。

### (1) 再犯防止の取組への理解の促進

市ホームページへの掲載や本庁舎においてパネル展や矯正展を実施して、市民に再犯防止の取組への理解を求め、広報啓発を行っています。さらに、毎年「社会を明るくする運動」運動に参画し、各区で独自の活動を推進しています。

市民アンケートでは、「誰一人取り残さない」社会の実現が大切だと思うかの問いに約6割が肯定的な意見だったことに対し、犯罪をした人たちへの立ち直りに協力したいかの問いには、3割強しか肯定的な意見はありませんでした。そのため、市民に再犯防止への協力と理解を深めてもらう必要があります、あらゆる広報媒体やイベント等を活用して広報啓発を行っていく必要があります。

### (2) 社会復帰への支援

各種保健医療・福祉サービスを提供し、自立に向けた継続的な支援を実施しています。薬物・アルコール等依存症や非行からの立ち直り等の相談支援も行っており、関係機関と連携して効果的な支援につなげていく必要があります。

### (3) 矯正施設、県、民間協力者等の連携体制の構築

広島県再犯防止推進連絡協議会等への参画など、各種関係機関との連携体制の構築を行ってきました。今後は、関係機関との連携を強化して、意見交換を行いながら、より一層効果的な再犯防止活動を行っていく必要があります。

## 5 犯罪被害者等への支援体制づくり

犯罪に遭った被害者等は、犯罪による直接的な被害だけでなくその後も副次的な被害に苦しめられることが少なくありません。犯罪被害者等が再び地域において平穏な生活を営むためには、必要なときに必要な場所で適切な支援が途切れることなく提供されることが大切であり、地域社会の理解や配慮、協力が重要です。

### (1) 支援活動の拡充

警察安全相談、広島市犯罪被害者等総合相談窓口、広島被害者支援センターなど各種相談窓口の体制は確保しているものの、市民アンケートの結果から相談窓口の認知度が3割にも満たない現状があります。市民への周知が未だ十分とは言えず、あらゆる広報媒体、各種イベントを通じて周知活動を行う必要があります。

### (2) 市民・事業者の理解の増進

市立図書館や各区役所のロビーで犯罪被害者等支援に関する資料を展示し啓発リーフレットを配布したり、講演やキャンペーンにより啓発を行っています。市民全体に犯罪被害者等への理解や配慮、協力の重要性を認識してもらう必要があります、引き続き、あらゆる広報媒体、各種イベント等を通じ、より一層市民に理解を深めてもらうように工夫して広報していく必要があります。

## 第3 重点的な取組

### 1 不安を感じる犯罪や子ども・女性への犯罪防止

#### (1) 不安を感じる犯罪（自転車盗・器物損壊など8罪種）の防止

各種防犯講座、中学校での犯罪被害等防止教室等において各種犯罪について注意喚起するとともに、防犯対策を講話しています。不安を感じる犯罪のうち約6割を占める自転車盗について県警と協力して各種キャンペーン等を実施し「ツーロックの促進」等を行いました。自転車盗の無施錠率が約7割という状況であり、さらなる防犯意識の向上を促すため、広報啓発活動を実施する必要があります。

#### (2) 子ども・女性への犯罪防止

防災情報メール、市公式LINEを通じて、不審者情報等を積極的に情報発信し、子ども・女性への注意喚起に努めるとともに、中学校での犯罪被害等防止教室等の防犯講習会を開催することにより、犯罪を犯さない意識の醸成と防犯意識の向上に努めました。引き続き、不審者情報を積極的に発信するとともに、犯罪防止教室や各種講習会を通じて防犯意識の向上を図る必要があります。

### 2 特殊詐欺対策の推進

県警と連携し、特殊詐欺被害防止キャンペーンを実施するとともに、テレビ広報番組や各種広報媒体を通じて、広く特殊詐欺対策の啓発に努めました。

また、令和5年度から高齢者を対象として防犯機能付き電話機設置等補助制度を実施しており、同制度を利用した市民のアンケート結果から特殊詐欺被害防止に一定の効果があったと認められることから、引き続き実施していきます。

特殊詐欺の手口は、年々悪質・巧妙化しており、近年は若年層も被害に遭っている実情も鑑みて、幅広い世代に対して、あらゆる広報媒体を通じて早期に犯罪情報や被害防止に関する情報を発信し、被害の抑止を図る必要があります。

### 3 地域防犯力の向上

各地域で工夫を凝らして、様々な防犯活動を行っています。住民や団体構成員の高齢化等により各種活動が縮小している地域もあり、後継者不足が課題となっています。

若い世代の地域防犯活動への参画が進んでいないため、何かのついでに防犯活動を行うなど、若い世代が地域防犯活動へ気軽に参画しやすい気運を醸成する必要があります。